

参考（著作権取扱方針第2項第1号ア及び第2項第2号ア関係）

情報センター・図書室における出版物の複製可能な範囲一覧

情報センター・図書室所蔵資料のうち、出版物の複写可能な範囲は、概ね、次のとおり。

| 資料区分   |        | 複写可能な範囲  | 備考  |
|--------|--------|--|---|
| 図 書    | 単行書    | 本文の半分以下。上下巻に分かれるものは各巻の本文の半分以下が複写可能。  | 本文には、目次、前書き、後書き、indexは含まないが、参考文献は含む。  |
|        | 全集、論文集 | 各作品、各論文の半分以下が複写可能。   | 一般雑誌の論文と扱いが異なるが、図書である論文集と定期刊行物は異なる。   |
|        | 事 典    | 項目ごとに著者が異なる場合には、各項目の半分以下が複写可能。   |   |
|        | 統 計    | 全体の半分以下が複写可能。  | 著作権対象外となるものもあるが、判断が困難なため半分以下で統一。  |
| 定期刊行物  | 雑誌     | A:最新号<br>掲載された各論文の半分以下が可能。<br>B:発行後相当期間が経過したもの<br>各論文の全部が可能だが、合計してその号の半分を超えてはならない。 | 相当期間とは<br>①週刊誌：当該週が経過した後または次号が発刊された後<br>②月刊誌：当該月が経過した後または次号が発刊された後<br>③季刊誌：発刊後3ヶ月後または次号が発刊された後と定義する。<br>*「当該週（月）が経過した後」を適用することによって、次号が発刊されているかどうか確認する必要がなくなる。 |
|        | 年刊書    | 発刊後3ヶ月後より各論文の全部可能。   | 発刊月が分からない書籍に関しては、蔵書印の月とする。  |
|        | 新 聞    | 全体の半分以下の複写可能。ただし、最新号の署名記事に関しては、記事の半分以下まで。  |   |
| その他の資料 | 地 図    | 一枚の半分以下  | 面積が半分以下であればどの部分の複写でもかまわない。  |
|        | 政府刊行物  | 法令、判例や通達以外の著作物については著作権がある。白書については、定期刊行物として扱い、発刊後3ヶ月過ぎたものについては、半分以下の複写可。            |   |